

役員報酬規程

第1条（目的）

特定非営利活動法人コーシェリの定款に基づき、役員報酬について、基本的な事項について以下のとおり定める。

第2条（役員報酬）

役員には、役員報酬として、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。その額については、理事会において決定するものとする。

- （1） 役員報酬の額は月額とし、理事会において決定した額とする。
- （2） 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- （3） 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬まで支給することができる。

2 役員がその職務を執行するために要した費用については、前項とは別に弁償することができる。

第3条（役員給与）

役員には、法人の職務を行う労働対価として、役員給与を支給することができる。その額については、理事会において決定するものとする。

- （1） 役員給与の額は月額とし、理事会において決定した額とする。
 - （2） 役員に就任した月から役員給与を支給することができる。
 - （3） 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬まで支給することができる。
- ※ただし、理事長、副理事長などの役職者については、法人税法上の取り扱いについて確認を行ったうえで、税務署等への手続きを滞りなく行っていくものとする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用については、前項とは別に弁償することができる。

第4条（報酬の支給日）

役員の報酬の支給日は、翌月の10日までに支払うものとする。

第5条（報酬の支払い）

役員報酬、役員給与は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規程は、2026年8月16日から施行する。